

社会保障論評22-022号 （作成日：2022年10月30日）

「特例貸し付け、3割返済不能」 朝日新聞2022年10月28日付朝刊1・2面

- 「新型コロナウイルスの影響で困窮した世帯に政府が無利子・保証人なしでお金を貸した『特例貸し付け』。返済できずに免除を求める申請が、判定の締め切りを今年度中に迎える貸付総数の3割超の79万1千件余りにのぼることがわかった」という記事である。
- 「少なくとも約31万5千件（総額約1047億円）で免除が決定。自己破産も7500件以上確認されており、返済が本格化すれば、生活に行き詰まる人が増える恐れが出てきた」としている。私が提唱している貸付型ベーシック・インカムにも否定的な状況に見えるだろう。
- こうした状況に対し、日本弁護士連合会は、「『貸付』で行うという制度設計自体に問題があった」としているそうだが、給付型なら、生活保護がある。コロナ禍の困窮者支援を迅速に行うという観点から「特例貸し付け」が行われたという事情を無視すべきでない。
- 本質的な問題は、「貸付型」自体ではなく、「返済方式」にあるのではないか。住民税非課税なら免除というようなガケ基準ではなく、将来の税収から返済していくという形にすれば、免除に該当するかどうかで一喜一憂する必要はなく、自己破産の不安も生じない。
- これに対し、ずっと返済できなかつたらどうする、という声が上がりがちである。だが、「ハローワークの求人票をみて仕事を探すような従来型の就労支援ではなく、一人一人の状況や希望に応じて仕事を紹介していけるような支援も必要になる」のが当然であろう。
- 就労支援の必要性は、生活保護にも当てはまる。ところが、生活保護では、「生活保護を開始しても、ケースワーカーが厳しい就労指導」を行って生活保護を打ち切らせる「硫黄島作戦」が問題になったことがある。僅かなアルバイト収入でも保護費減額になり得る。
- それ以前に、「福祉事務所窓口において申請届を受理しない」水際作戦も行われていた。改善したものと思っていれば、2022年10月23日付朝日朝刊27面に「労災申請書渡されず、男性自殺」の記事が掲載されている。生活保護でも水際作戦は続いているのではないか。
- そもそも、生活保護が健全に機能していれば、「特例貸し付け」の必要性は乏しい。これについては、「なぜコロナ禍でも「生活保護の受給者数」はまったく増えていないのか」という立命館大学の桜井啓太准教授の論文がある (<https://president.jp/articles/-/43315>)。
- 給付型の生活保護が機能しない主因は、財源問題であろう。タダのお金だからこそ、受給者に対する国民の目線も厳しくなる。受給者側の「負い目」を払拭する手段もない。このような問題点の多くは、貸付型に転換することで解消・緩和されるものと考えられよう。
- 生活保護については、2022年10月20日付朝日朝刊29面「生活保護減額は「違法」取り消し判決、4件目」にあるように、「厚生労働相が裁量権の範囲を逸脱し、乱用したもので、生活保護法に違反する」（横浜地裁）といった判決も、合法判決の一方で出てきている。
- 不祥事まみれの東京オリンピック、同じ轍を踏みそうな大阪万博、果ては国民世論を無視した安倍元首相の国葬と、財源不足を口実に生活保護の機能不全を拡大する一方で、国債増発の無駄遣いが続いている。岸田政権に「国民の命を守る」本気はあるのか。（以上）